発 鳥 西 総 号 外
平 成 24 年 5 月 7 日

各　　位

鳥取県西部広域行政管理組合総務課

# 入　　札　　説　　明　　書

組合が行う建設工事の参加希望型指名競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば鳥取県西部広域行政管理組合建設工事執行規則（平成８年度規則第６号）及び鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成８年規則第３号）を承諾のうえ参加してください。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 参加希望型指名競争入札に付する工事 | 工 事 名 | 消防局全国瞬時警報システム設備工事 | | |
| | 工事場所 | 鳥取県米子市両三柳5452番地<br>消防局 | 工　期 | 契　　約　　日から<br>平 成 24 年 10 月 31 日 まで |
| 契約条項を示す場所 | | 鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課（米子市淀江町西原1129番地1） | | |
| 担　　当　　課 | | 消防局指令課 | | |
| 入札保証金に関する事項 | | 入札保証金 | 免　除 | |
| 現　場　説　明　会 | | な　し | | |
| 開札の日時及び場所 | | 日　時 | 平成２４年５月２２日　午後１時３０分　開札 | |
| | | 場　所 | 鳥取県米子市淀江町西原１１２９-１　米子市淀江支所２階　第２会議室 | |

| | |
|---|---|
| 契約保証に関する事項 | 請負代金の額が１３０万円を超える工事については、契約の締結と同時に請負代金額の１０分の１以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。<br>(1) 契約保証金の納付<br>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供<br>(3) 銀行若しくは市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証<br>(4) 公共工事履行保証証券による保証<br>(5) 履行保証保険契約の締結 |
| 前 払 金 | 有　　40 %以内 |
| 部 分 払 | 無 |
| 入札に関する注意事項 | 1. 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。<br>2. 入札参加者が１者であっても、入札を執行するものとする。<br>3. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び鳥取県西部広域行政管理組合郵便入札実施要領第４条に定める入札は無効とする。<br>4. 入札者は、到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。<br>5. 入札者は、入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。<br>6. 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場所において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。<br>7. 本件工事は、予定価格の２／３（ただし、８／１０を下回る場合は、８／１０とする。）以上で最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。<br>8. 入札書に工事費内訳書が同封されていない場合は、無効とする。<br>9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に５%に相当する額を加算した金額をもって落札価格（円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。<br>10. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。<br>11. 入札回数は、１回とする。 |
| その他の注意事項 | 1. 鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領第９条第１項に定める経営内容等が不健全な申込者は、不指名とすることがある。また、同条第２項に定める同一入札における資本的、人的関係にある複数の申込者のうち１者のみを指名し、他の者を不指名とすることがある。<br>2. 申込時に届けのあった配置予定技術者は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。<br>3. 工事現場に配置する技術者等（主任技術者、監理技術者及び現場代理人をいう。）は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。）が、申込日までに３ヶ月以上ある者に限るものとする。 |
| 施工に関する注意事項 | 1. 工事設計図書　　別紙のとおり<br>2. 本工事の施工にあたっては、鳥取県制定「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「公共建築工事標準仕様書」又はその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。 |

| | |
|---|---|
| 組合建設工事執行規則において準用する米子市建設工事執行規則第14条の規定により公にする予定価格 | 1,993,950 円（税込み） |
| 最低制限価格 | （直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の4/10＋一般管理費の3/10）×1.05 |

| 平成２４年度工事 | 局長 | 課長 | 係長 | 精査主任 | 設計 | 念書浄書 |
|---|---|---|---|---|---|---|

消防局全国瞬時警報システム設備工事　　内訳書

金　　円　也

建築面積　　㎡　　工　　期：契約日～平成２４年１０月３１日
延べ面積　　㎡　　工事場所：米子市両三柳５４５２番地内

| 工種 | 名　称 | 品　種 | 形　状　寸　法 | 数　量 | 単位 | 単　価 | 小　計 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 直　接　工　事　費 | | | 1 | 式 | | | |
| B | 共　通　費 | | | | | | | |
| | 共　通　仮　設　費 | | | 1 | 式 | | | |
| | 現　場　管　理　費 | | | 1 | 式 | | | |
| | 一般管理費等 | | | 1 | 式 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 工　事　価　格 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税相当額 | | | 1 | 式 | | | |
| | 工　事　費　計 | | | | | | | |

| 工種 | 名　　称 | 品　種 | 形　状　寸　法 | 数　量 | 単 位 | 単　　価 | 小　　計 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 直接工事費 | | | | | | | |
| 1) | 一般工事（電気設備工事） | | | 1 | 式 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合　　計 | | | | | | | |

| 工種 | 名　　称 | 品　種 | 形　状　寸　法 | 数　量 | 単 位 | 単　　価 | 小　　計 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. | 電気設備工事 | | | | | | | |
| | 全国瞬時警報システム受信機 | | 解析端末一体型 | 1 | 台 | | | |
| | 衛星受信アンテナ | | オフセット型パラボラアンテナ | 1 | 〃 | | | |
| | 表示装置 | | ディスクトップ型PC,ディスプレイ、キーボード他 | 1 | 〃 | | | |
| | 回転灯 | | LAN インターフェース | 1 | 〃 | | | |
| | HUB | | 受動冷却方式 | 1 | 〃 | | | |
| | スピーカー | | AC100V | 1 | 〃 | | | |
| | 空中線固定金具 | | | 1 | 式 | | | |
| | 同軸ケーブル | S-7C-FB | | 78 | m | | | |
| | 同軸コネクタ | S-7C-FB | | 2 | 箇 | | | |
| | LANケーブル | CAT-5e | | 13 | m | | | |
| | LANコネクタ | RJ-45 | | 8 | 箇 | | | |
| | ケーブル敷設 | | | 1 | 式 | | | 第１号明細書 |
| | 機器据付・調整 | | | 1 | 〃 | | | 第２号明細書 |
| | | | | | | | | |
| | 電気設備工事計 | | | | | | | |

# 第１号明細書　ケーブル敷設

| 工種 | 名称 | 品種 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 単価 | 小計 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 同軸ケーブル敷設 | S-7C-FB | | 78 | m | | | |
| | 同軸ケーブル端末処理 | S-7C-FB | UTP 0.5-4p | 2 | 箇所 | | | |
| | LANケーブル敷設 | CAT-5e | | 13 | m | | | |
| | LANケーブル端末処理 | RJ-45 | | 8 | 箇所 | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

# 第２号明細書　機器据付・調整

| 工種 | 名称 | 品種 | 形状寸法 | 数量 | 単位 | 単価 | 小計 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全国瞬時警報システム受信機 | | | 1 | 台 | | | |
| | 衛星受信アンテナ | | ６０cmφ | 1 | 〃 | | | |
| | 表示装置 | | | 1 | 〃 | | | |
| | HUB | | | 1 | 〃 | | | |
| | システム調整 | | | 1 | 〃 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

# 消防局全国瞬時警報システム設備工事

# 特記仕様書

平成２４年４月

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

# 目　次


第1章　総則 …… 1

第2章　システム仕様 …… 4

第3章　共通指定事項 …… 6

第4章　機器単体指定事項 …… 8

システム系統図 …… 12

# 第１章　総則

## 1．1　概　要

本仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「甲」という）が整備する「消防局全国瞬時警報システム設備工事」（以下「本工事」という）について、機器の製作、設置、調整、試験、手続等について示すものであり、請負者（以下「乙」という）は、これに基づき行うものとする。

## 1．2　目　的

本システムは、総務省消防庁（以下「消防庁」という）側配信設備で構成される送信局と、鳥取県西部広域行政管理組合消防局においてその同報信号を受信する受信局で構成される。

消防庁に配置する衛星送信局が、内閣官房より提供される国民保護関係情報と、気象庁より提供される津波予報、緊急地震速報等の気象関係情報を、通信衛星を通じ全国へ配信し、当消防局の設置するＪ－ＡＬＥＲＴ受信機が、消防庁管理システムと機能連携し、音声出力、回転灯等を制御する。

以上、本システム設置により、迅速な情報の伝達により防災体制のより一層の充実を図り、圏域住民の生命･財産を守ることを目的とする。

## 1．3　規格･法令

本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規等を遵守すること。

(1) 日本工業規格（JIS）
(2) 日本電機工業会標準規格（JEM）
(3) 電気規格調査会標準規格（JEC）
(4) 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
(5) 電気設備技術基準
(6) 電波法及び関係規則
(7) 有線電機通信法及び同法施工令、同法施工規則
(8) 電波産業会標準規格（ARIB）
(9) 総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格（ARIB－STD　T86）
(10) Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機ソフトウェア仕様書（平成21年12月　総務省消防庁）
(11) Ｊ－ＡＬＥＲＴ同報無線自動起動装置仕様書（入札公告時点での最新版に準拠）
(12) その他関係法令･規則及び関係仕様等

**１．４　軽微な変更**

本工事の機器設置に際して現場の収まり、機器の取付け位置及び取付け工法等の軽微な変更が生じた場合は、「甲」の指示に従うものとする。なお、この変更に対する請負代金の増減は行わないものとする。

**１．５　契約の変更**

「甲」の都合により変更を必要とする場合は、その時点で「乙」と協議の上書面で定める。

**１．６　諸手続**

本工事の完成に必要な諸官公庁・電力会社等への書類作成及び諸手続きについては、「甲」が委任した「乙」と必要事項を打合せの上、「乙」がおこなう。この手続等の費用については「乙」の負担とする。

**１．７　契約範囲**

本工事にかかる契約の範囲は、機器の設計、製作、搬入、据付、現地調整試験等の全般ならびにこの検査に必要な官公庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とし、迅速かつ確実に行うものとする。ただし、「甲」の調達によるものは、対象としないものとする。

**１．８　契約期間**

契約日から平成２４年１０月３１日までとする。

**１．９　設置場所**

鳥取県西部広域行政管理組合消防局　指令室及び屋上

**１．１０　特許等**

本工事の機器で特許等工業所有権に抵触するものについては、すべて「乙」において責任を負うものとする。

**１．１１　提出書類**

「乙」は契約後直ちに本仕様書に基づき、詳細な打合せを行い次の書類を「甲」の指定する期日までに提出すること。

| | | |
|---|---|---|
| ア　施工計画書 | …… | ２部 |
| イ　機器納入仕様書 | …… | ２部 |
| ウ　機器試験・検査・成績表 | …… | ２部 |
| エ　工事写真・完成写真 | …… | ２部 |
| オ　取扱説明書 | …… | ２部 |
| カ　完成図書 | …… | ２部 |

キ　その他必要書類　　…… 必要部数

## １．１２　検　査

「乙」は、検査の内容、方法等については「甲」と打合せを行うものとし、検査に必要な機材、測定器類はすべて「乙」が準備し、検査に支障がないようにするものとする。

ただし、「甲」の調達によるものは、対象としないものとする。

## １．１３　仕様書の疑義

（１）本仕様書に明記されていない事項であっても、機能上当然必要と認められるものについては具備しなければならない。

（２）本仕様書の内容及び本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、「乙」の一方的な解釈によらず、速やかに「甲」、「乙」で協議を行うものとする。

（３）消防庁の仕様が追加、変更された場合は、当該仕様により必要な機能を具備するものとする。

## １．１４　保　証

本設備の保証期間は、引き渡し日の翌日から起算して１年以内に生じた故障のうち、設計、製作によるもの等明らかに「乙」の責任と認められるものについては「乙」の負担で速やかに修理するものとする。

特に重大な障害については、当該期間経過後であっても「甲」、「乙」協議の上、「乙」に無償修理を行わせることがある。

また、消防庁システムとの連携により一体的かつ安定な動作を保証するものであること。

## １．１５　技術指導

「乙」は、本システムの運用、保守に関し、必要部数の説明書を作成の上、「甲」に技術指導、運用訓練を行うものとする。

# 第２章　システム仕様

## ２．１　システムの概要

本システムは、消防庁から配信される緊急情報（国民保護情報及び緊急地震速報・地震情報や気象情報、津波情報・火山情報等の情報）を衛星回線により、当消防局に設置するＪ－ＡＬＥＲＴ受信機で受信処理し、音声出力、回転灯等を制御するものである。

また、消防庁管理システムと機能連携し、緊急時等の状況に応じた内容の音声放送を可能にするとともに、当消防局に設置するＪ－ＡＬＥＲＴ受信機の状態監視やソフトウェアのバージョンアップ等を消防庁から遠隔で行う等の機能を有するものである。

## ２．２　消防庁との通信回線

（１）消防庁のＪ－ＡＬＥＲＴ管理システムとの間の通信は、衛星回線（下りのみ）より行うものとする。

衛星回線：地域衛星通信ネットワーク（主局及び副局からの２波同時受信）

緊急情報の受信、音声・テキストファイル伝送･･･主回線

（２）緊急情報の受信及び音声・テキストファイルの伝送における回線は、衛星回線の状況を監視し、自動切替えするものとする。

## ２．３　緊急情報制御機能

消防庁より配信される下記情報を解析し、自動起動装置を適切に制御できること。特に状況に応じた内容の音声を放送するための音声ファイル書換えを含めた自動起動装置制御を行えること。

（１）国民保護情報

弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報

（２）緊急地震速報

緊急地震速報

（３）地震情報

震度速報、震源速報、震源・震度に関する情報

（４）津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報

（５）気象警報

気象警報、気象注意報

（６）火山情報

噴火警報、噴火予報、火口周辺警報

（7）指定河川洪水予報

（8）土砂災害警戒情報

（9）記録的短時間大雨情報

（１０）竜巻注意情報

（１１）緊急災害情報

## ２．４　納入機器一覧

| 機器名称 | 規　格 | 数量 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機 | 解析端末一体型 | １式 | |
| 衛星受信アンテナ | ６０㎝φ以上、ＩＦ変換 | １式 | 取付け金具含む |
| 表示装置（管理端末） | ＰＣ型 | １式 | マウス等含む |
| ＨＵＢ | ８ポート以上 | １台 | |
| 回転灯 | ３色表示灯、警報ブザー付 | １台 | |
| スピーカー | 出力１W以上 | １式 | |

## 第３章　共通指定事項

### ３．１　構造及び性能の基本条件

（１）配線材料は、日本工業規格（Ｊ IS）又はこれと同等以上のものとする。

（２）各機器間の配線工事はすべて耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。

（３）Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機、衛星受信アンテナ等の設置にあたり、現地調査を実施し、設置場所、配管・配線ルート等の検討を行い、「甲」の了承後、実施するものとする。なお、この場合において設計数量と大きく相違が生じた場合は、担当者と協議するものとする。

（４）機材、機器の運搬は、すべて「乙」の責任で行うこと。構築物及び構造物等に損傷を与えなよう十分に注意をすること。また、必要な養生を行うこと。なお、構築物等に損傷を与えた場合は、「乙」の責任において、現形復旧すること。

（５）電気通信設備等は、次により設計・製作を行うものであること。

ア　電波法及び関係法令に定める技術基準に適合するものであること。

イ　機器は堅牢で、長期間の使用に耐え得る構造のものであること。

ウ　中枢部においては、装置の二重化等を図り信頼性向上策を講じること。

エ　災害時においても安定に動作するものであること。

オ　装置は、小型軽量化を図るとともに操作性を重視する構造とすること。

カ　屋外機器は、防滴、防錆等の構造及び塩害対策処理を施していること。

キ　最大規模地震時においても通信の確保ができ、損傷を受けにくい構造とすること。

ク　機器は、効率的な保守点検が容易に行える構造とし、必要な測定端子、メータ端子等を設けてあること。

ケ　納入機器は、新品のもので、各製造会社における最新設計のものであること。

コ　機器は将来の増設、機能向上が容易に行える構造であること。

サ　機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社等が記入された銘板をつけること。

シ　建物へ強固に耐震固定でき、地震動により、ユニット等が容易に脱落しない構造であること。

ス　コネクタ、ケーブル、スイッチ類は接触による誤操作、脱落等を防ぐ防護措置を講じるものであること。

（６）配管・配線

ア　ケーブル配線においては、中間接続は行わないこと。

イ　ケーブルの始端、中間、終端には、必ず名称札を取付けること。

ウ　建物屋上部における露出配管は、既設建物の防水処理を低下させないこと。

エ　屋外に設置するプルボックスは、ステンレス製の完全防水形のものを使用し、屋内用は鋼

製の錆止め処理が施されたものを使用すること。

（７）機器の据付、調整

ア 「乙」が行う工事の範囲は本仕様書により「甲」が発注する機器の正常な稼動に必要な一切の設置とする。既局内ネットワーク等接続に際しては、「甲」との協議により既設設備への支障が無いことを確認すること。

イ 試験調整の際は、作業項目等を「甲」と協議後、技術者により入念に行うこと。

ウ 消防庁から配布されたソフトウェアをインストール後、機器の単体調整を行い、システム全体の総合調整試験を実施すること。

エ 総合調整試験の実施にあたり、「甲」と事前協議を行い綿密な計画のもとに実施すること。

オ 各種機能確認（緊急情報の受信・伝送機能、回転灯等制御機能、監視機能等）を実施し、報告書を提出すること。

カ 消防庁管理システムとの接続確認試験（緊急情報の受信、データ疎通試験、遠隔監視機能、回線迂回、ソフトバージョンアップ機能等）の各種総合試験を実施し、Ｊ－ＡＬＥＲＴ全体の正常な機能を確認するものであること。

（８）次の環境条件において、仕様書の規定を満足するものであること。

ア 屋外設置機器 周囲温度－１０℃～＋５０℃、相対湿度は３５％にて９０％以下

イ 屋内設置機器 周囲温度 ０℃～＋４０℃ 相対湿度３０％～８０％

ただしＯＡ機器（サーバ）は周囲温度５℃～３５℃で異常なく動作すること。

詳細は、機器の個別仕様に定めるものとする。

（９）次の電源条件により、正常に動作すること。

ア 電圧変動 定格電圧の±１０％

イ 周波数変動 ６０Ｈｚ±５％、コンピュータ機器は６０Ｈｚ±１０％

（１０）屋外に設置する機器は、地震時及び暴風時等風速６０m/sec においても正常に運用ができるものであること。

（１１）機器構成等

設置場所については、温度、湿度、塵埃等の環境条件を考慮するとともに、設備の占用面積の縮小を図り、効率的な機器配置計画とするものであること。

（１２）非常電源

停電時等電源異常時は、既設の非常電源設備より電源供給を受ける構造とすること。

## 第４章　機器単体指定事項

### ４．１　機器単体の機能

機器単体の機能については、下記の条件を満たすこと。

（1）Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機

ア　概要

本装置は、消防庁管理システムから配信される緊急情報を(財)自治体衛星通信機構（ＬＡＳＣＯＭ)の地域衛星通信ネットワーク経由で受信処理し、外部接続された機器に対して可視・可聴表示するものである。

イ　地上回線により消防庁管理システムと接続し、緊急時等の状況に応じた内容の音声放送を可能とする。

ウ　地上回線により、消防庁管理システムと接続し、受信機の状態監視、ソフトウェアのバージョンアップ等を行い、緊急情報の円滑な伝達を行うものである。

エ　構成・構造

（ア）本装置は、衛星受信アンテナ、表示装置、回転灯等と接続し、緊急情報の内容に応じて、外部接続機器を制御する機能を有するものである。

（イ）消防庁より提供されるＪ－ＡＬＥＲＴ受信機アプリケーションの実装により正常に動作するものであること。

（ウ）本装置は、保守性を考慮し、一体型構造とすること。

（エ）受信機は、既設ラック等に固定設置するものとする。

オ　機能・性能

| | | |
|---|---|---|
| （ア） | 受信周波数 | ９５０～１４５０MHz、２５KHzステップ刻み |
| （イ） | アンテナ入力レベル | －７５～－２５ ｄＢ |
| （ウ） | 受信性能 | ７．５ ｄｂ Eb/NO for １０$^{-6}$ BER以上 |
| （エ） | 通信方式 | 復調方式　ＢＰＳＫ<br>伝送速度　１２８ｋｂｐｓ<br>誤り訂正　ビタビ復号　ｒ＝1/2<br>スクランブル方式　ＩＤＲ／ＩＥＳＳ-３０８ |
| （オ） | チャンネルプリセット | 2チャンネル |
| （カ） | ＣＰＵ | Ｉｎｔｅｌ　Ｐｅｎｔｉｕｍ　４００ ㎒ 相当以上 |
| （キ） | 主記憶(メモリ) | 1GB 以上 |
| （ク） | 保存容量(ストレージ) | ４GB 以上 |
| （ケ） | 外部インターフェース | RF入力: ７５ Ω、F型、アンテナLNB給電 |

イーサネット:１０/１００BASE－TX
音声入出力: ＬＩＮＥ　ＩＮ、ＬＩＮＥ　OUT
デジタルＩ／Ｏ：無電圧接点出力
ＵＳＢ２．０：Ｔｙｐｅ Ａ２ ポート以上
VGA：アナログRGB、１５pin MiniD-SUB

（コ）電源電圧　ＡＣ１００V±１０%・５０/６０Hz

（サ）消費電力　５０W程度

（シ）参考寸法・重量　３７０(W)×２５０(D)×９０(H)㎜以内(突起物含む)
約４．５ｋｇ

（２）衛星受信アンテナ

ア　概要

本装置は、通信衛星（スーパーバードＢ２号機）からの電波を受信し、１GHz帯中間周波数へ変換する機能を有するものである。

イ　構成・構造

（ア）本装置は、アンテナ反射鏡、受信部、受信部支持構造物で構成する。

（イ）防錆を考慮した品質と十分な強度を有するものとする。

（ウ）瞬間最大風速６０m/sec に耐える構造とする。

（エ）アンテナの固定ボルトは水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトを選定し、溶融亜鉛メッキ又はステンレス製で防蝕処理したものを使用すること。

ウ　機能・性能

（ア）アンテナ形式　オフセット型パラボラアンテナ

（イ）アンテナ径　直径６０cmφ以上

（ウ）空中線利得　３６．０dbi以上

（エ）受信周波数　１２．２５GHz～１２．７５GHz

（オ）出力周波数　１GHz帯

（３）表示装置

ア　概要

本装置は、Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機で受信した緊急情報の内容を表示するとともに、Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機の運用状況を表示する機能を有するものである。

イ　構成・構造

本装置は、ノート型のＰＣ本体、マウス等により構成する。

ウ　機能・性能

（ア）Ｊ－ＡＬＥＲＴ受信機にアクセスし、受信機で受信する緊急情報をテキストベースで表

示及び各種設定変更が行えること。

（イ）庁内放送設備接続装置、音声受信端末にアクセスし、各装置の動作状態を表示可能な構造とすること。

（ウ）以下の性能を満足すること。

| | |
|---|---|
| （ａ）ＣＰＵ | Ｉｎｔｅｌ　Ｃｏｒｅｉ3 相当以上 |
| （ｂ）メモリ | 2GB 以上 |
| （ｃ）ＨＤＤ | ５0GB 以上　　ミラーリング |
| （ｄ）ＯＳ | Ｗｉｎｄｏｗｓ７相当以上 |
| （ｅ）補助記憶装置 | DVDスーパーマルチドライブ 以上 |
| （ｆ）外部インターフェース | １０/１００BASE-TX　1ポート以上 |
| | ＵＳＢ2．０　　1ポート以上 |
| （ｇ）電源電圧 | ＡＣ１００Ｖ |

（4）HUB

ア　概要

本装置はＪ－ＡＬＥＲＴ受信機と外部機器を接続するためのものである。

イ　構成･構造

（ア）本装置は、壁面やデスク上等に設置可能な構造とする。

（イ）本装置は、ファンを使用せずに受動冷却方式を採用し、静かな作業環境で動作音を抑えるものとする。

ウ　機能・性能

（ア）ＱｏＳ機能を提供すること。

（イ）ＩＥＥＥ８０２.ＩＱｔａｇによるＶＬＡＮを提供できること。

（ウ）以下の性能を満足すること。

| | |
|---|---|
| （ａ）ＬＡＮインターフェース | １０/１００Ｂａｓｅ-TX(8ポート以上) |
| （ｂ）ネットワーク管理 | SNMP、ＭＩＢⅡ |
| （ｃ）規格 | ＩＥＥＥ８０２．３、ＩＥＥＥ８０２．１Ｑ、 |
| | ＩＥＥＥ８０２．１Ｐ、ＩＥＥＥ８０２．１Ｘ |
| （ｄ）コネクタ仕様 | ＲＪ-４５ |
| （ｅ）電源電圧 | ＡＣ１００Ｖ |
| （ｆ）消費電力 | ２５ＶＡ以下 |

（5）回転灯

ア　概要

本装置は、受信機からの制御信号を受信し、可視・可聴する機能を有するものである。

イ　構成・構造

（ア）本装置は、デスク上等に設置可能な構造とする。

（イ）本装置は、静かな作業環境においても動作音を抑えるものとする。

ウ　機能・性能

| | |
|---|---|
| （ア）インターフェース | ＬＡＮ(１０ＢＡＳＥ-Ｔ/１００ＢＡＳＥ-ＴＸ）×1ポート |
| （イ）発光灯 | 赤・黄・緑（ＬＥＤ）の点灯、点滅（周期は、可変とする） |
| （ウ）点滅回数(周期) | ６０回/分 |
| （エ）音圧レベル | 音色ブザー（２種類)、７０～８５dB/１　の範囲で可変 |
| （オ）電源電圧 | ＡＣ１００Ｖ |

（6）スピーカー

ア　概要

本装置は、受信機からの音声信号を受信し、音声を可聴する機能を有するものである。

イ　構成・構造

本装置は、受信機又は表示装置ＰＣ本体の傍に設置可能な構造とする。

ウ　機能・性能

| | |
|---|---|
| （ア）インターフェース | ピンタイプ |
| （イ）参考寸法 | Ｗ２２８×Ｈ６９×Ｄ５８mm |
| （ウ）電源 | ＡＣ１００Ｖ |

# システム系統図

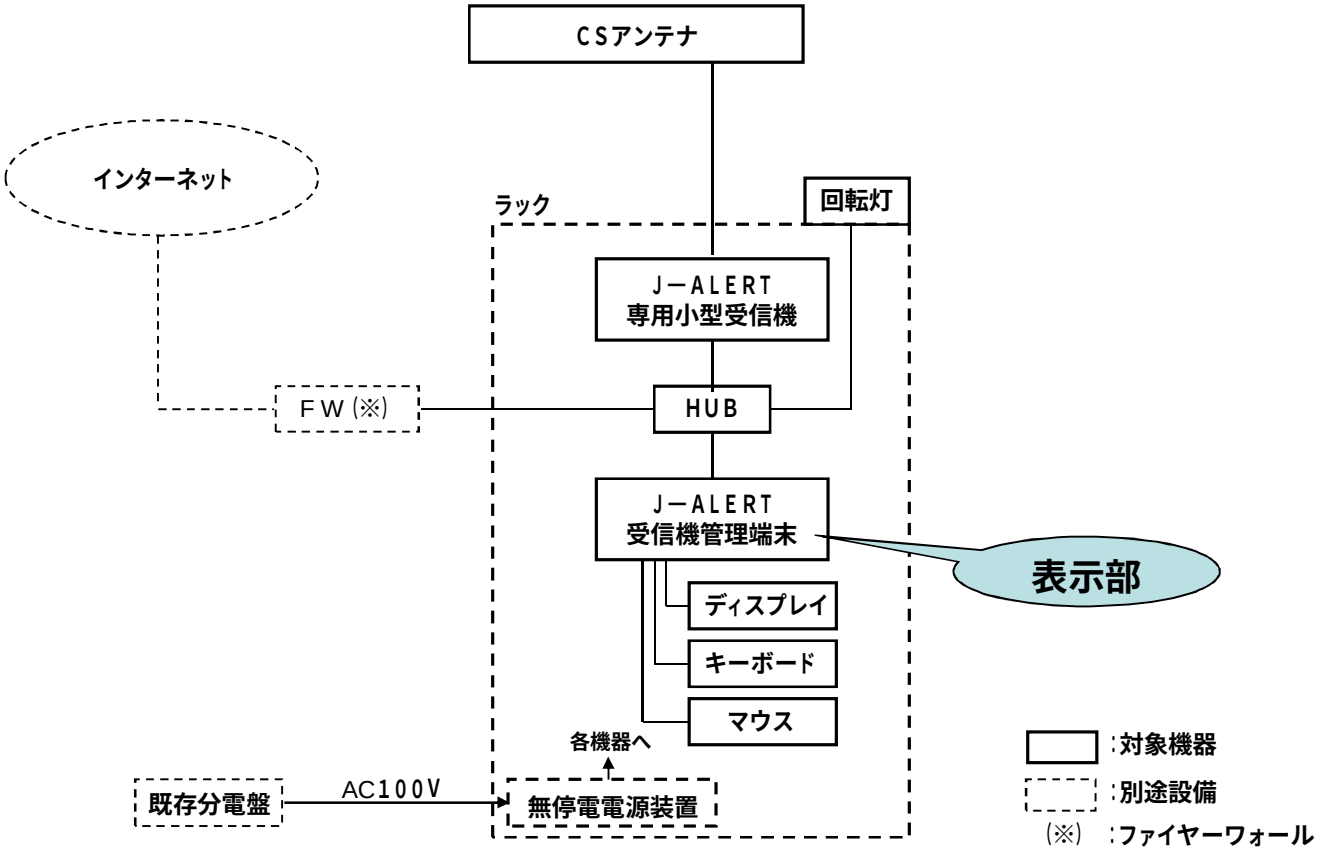
CSアンテナ
インターネット
ラック
回転灯
J－ALERT
専用小型受信機
FW(※)
HUB
J－ALERT
受信機管理端末
表示部
ディスプレイ
キーボード
マウス
各機器へ
既存分電盤
AC100V
無停電電源装置
:対象機器
:別途設備
(※) :ファイヤーウォール